

令和2年度 特定非営利活動法人
 栃木県障害施設・事業協会事業計画書
 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 事業実施の方針

少子高齢化社会の影響により地域の在り方や産業構造の改革等、変化を実感する時期に入り社会福祉事業の在り方についても大きな影響を受け始めている。

今年度は、社会福祉法の一部改正が施行し、障害者総合支援法の一部改正に向けた最終調整と報酬改定に向けた議論がスタートすることとなる。当協会としては、これらの動向を注視するとともに、事務局の安定運営に努力する。

2 特定非営利の活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所
1 障害者福祉に関する調査・研修事業	(1) サービス管理責任者受講資格取得研修	年1回	宇都宮市内
	(2) サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修	年4回	
	(3) サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修更新研修	年4回	
	(4) 強度行動障害支援者養成研修（基礎）	年4回	
	(5) 相談支援従事者初任者研修（新規）	年1回	
	(6) 栃木県障害施設・事業協会研修事業	通年	
	(7) 研修費補助金交付事業	通年	
2 障害者福祉に関する情報の提供事業	(1) 機関紙発行事業	年2回	—
	(2) ホームページによる情報提供事業	通年	—
3 障害者の文化・スポーツ等社会参加・交流促進事業	(1) 令和2年度栃木県障害者文化祭芸能部門運営事業	11月上旬	とちぎ福祉プラザ
	(2) 施設利用者交流推進事業	年2回	—
	(3) 第27回ふれあいボウリング大会の開催	R3. 3月上旬	宇都宮市・第二トーヨーボウル
4 栃木県地域生活定着支援事業	栃木県地域生活定着支援センターの運営	通年	—
5 栃木県知的障害児者生活サポート協会の運営事業	栃木県知的障害児者生活サポート協会事業の運営	通年	—
6 知的障害児・者に係る施策の推進及び関係機関との連携・協力事業	(1) 行政機関、諸団体連携協力事業	随時	—
	(2) セーフティ・ネット拠点事業	随時	—
	(3) 職業体験・就職受入等支援事業	随時	—
	(4) 関東地区知的障害関係施設職員研究大会 栃木大会	R2. 10. 7～8	栃木県総合文化センター
	(5) 全国児童発達支援施設運営協議会	R2. 12. 1～2	ホテル東日本宇都宮